山口県	下関市	臨海土地造成事業特別会計	26.8
山口県	岩国市	市場事業特別会計	154.9
山口県	美祢市	観光事業特別会計	93.2
徳島県	徳島市	徳島市立食肉センター事業特別会計	383.3
香川県	坂出市	坂出港港湾整備事業特別会計	151.6
香川県	土庄町	宅地造成事業特別会計	0.4
高知県	高知市	国民宿舎運営事業特別会計	279.7
高知県	四万十市	四万十市病院事業会計	8.6
福岡県	小竹町	小竹町立病院事業特別会計	15.4
佐賀県	佐賀市	自動車運送事業会計	39.3
佐賀県	佐賀市	公共下水道特別会計	4.0
熊本県	熊本市	交通事業会計	153.5
熊本県	荒尾市	荒尾市病院事業会計	5.5
宮崎県	小林市	小林市食肉センター事業特別会計	9.8
鹿児島県	鹿児島市	交通事業特別会計	13.1

（注）資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

(3)　一部事務組合等

（単位：%）

都道府県名	一部事務組合等名	公営企業会計名	資金不足比率
青森県	一部事務組合下北医療センター	病院事業会計	28.2
青森県	北部上北広域事務組合	病院事業会計	41.6
青森県	青森県新産業都市建設事業団	桔梗野工業用地造成事業	287.4
青森県	青森県新産業都市建設事業団	百石住宅用地造成事業	608.5
福島県	相馬方部衛生組合	公立相馬総合病院事業会計	10.7

（注）資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

○総務省告示第百五十二号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

別表第一中

			を
地方職員共済組合			87.4/1000
公立学校共済組合	義務教育職員		108.4/1000
	その他の教職員		64.0/1000
警察共済組合			68.3/1000
東京都職員共済組合			68.4/1000
札幌市職員共済組合			32.9/1000
川崎市職員共済組合			37.5/1000
横浜市職員共済組合			37.1/1000
名古屋市職員共済組合			80.3/1000
京都市職員共済組合			92.9/1000
大阪市職員共済組合			69.2/1000
神戸市職員共済組合			65.3/1000
広島市職員共済組合			34.8/1000
北九州市職員共済組合			82.2/1000
福岡市職員共済組合			44.6/1000
市町村職員共済組合			46.9/1000
都市職員共済組合			

			に
地方職員共済組合			80.8/1000
公立学校共済組合	義務教育職員		91.3/1000
	その他の教職員		55.3/1000
警察共済組合			53.7/1000
東京都職員共済組合			62.2/1000
札幌市職員共済組合			30.1/1000
川崎市職員共済組合			36.1/1000
横浜市職員共済組合			36.9/1000
名古屋市職員共済組合			57.2/1000
京都市職員共済組合			55.4/1000
大阪市職員共済組合			54.6/1000
神戸市職員共済組合			48.7/1000
広島市職員共済組合			30.1/1000
北九州市職員共済組合			43.4/1000
福岡市職員共済組合			37.7/1000
市町村職員共済組合			41.8/1000
都市職員共済組合			

改め、同表（備考）1中「15.75」を「14.79」に改め、同表（備考）1（1）中「0.50」を「0.60」に改め、同表（備考）1（2）中「0.50」を「0.60」に、「0.60」を「0.75」に改め、同表（備考）1（3）中「0.60」を「0.75」に、「0.75」を「0.70」に改め、同表（備考）1（4）中「0.70」を「0.90」に改める。